

発議案第14号

UR賃貸住宅に安心して住み続けられるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月19日

八千代市議会議長 西村幸吉 様

|     |          |      |
|-----|----------|------|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 伊原忠  |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 植田進  |
|     | 同        | 堀口明子 |
|     | 同        | 三田登  |

## 提案理由

国に対し、UR賃貸住宅に安心して住み続けられるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## UR賃貸住宅に安心して住み続けられるよう求める意見書

八千代市内には、UR賃貸住宅（旧公団住宅）が約1万5,000戸余りある。UR賃貸住宅で暮らす居住者の状況は、昨年9月に全国公団住宅自治会協議会が実施した「第11回団地の生活と住まいアンケート」調査によれば、世帯主の年齢が65歳以上の世帯が全体の68.4%、70歳以上では55.0%を占めており、世帯主の高齢化が一段と進んでいることが分かる。また、世帯の収入では、70.2%が年金を受給している世帯であり、収入が242万円未満の世帯は49.3%となっている。さらに、UR賃貸住宅は、住宅の確保が困難な世帯にとって「セーフティネット」としての役割があるが、公営住宅への入居が可能な収入の世帯が半数を占める状況の下で、77.0%の世帯が家賃の負担の重さを訴える結果となっている。居住者が住んでいて一番不安に感じていることでは、「家賃値上げや収入の減少で家賃が払えなくなる」と答えた世帯が63.6%である一方、それでも、住み慣れた「公団住宅に住み続けたい」とする世帯が74.0%という状況となっている。

さらに、UR賃貸住宅の削減は、公共住宅の充実を求める市民に逆行するものである。

移転については、納得と同意を前提に「借地借家法」の趣旨に沿って対応することが求められる。国土交通大臣は国会で「居住者の同意が前提ということになる」（2015年4月16日参議院国土交通委員会）と答弁している。

これまで居住者は、地域の子供や子育て世代、高齢者など全ての世代が安心して生活できるよう環境を整備し、文化を育み、良好なコミュニティを形成するための努力を続けてきた。その居住者が、今後も住み慣れた団地に住み続けたいと願っている。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項について強く求めるものである。

### 記

- 1 UR賃貸住宅の家賃を居住者の収入に応じた支払いが可能な家賃制度にすること。
- 2 独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の「家賃の減免規定」を家賃支払い困難者に適用すること。

- 3 UR賃貸住宅を「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）の受け皿として機能を充実させること。
  - 4 UR賃貸住宅のバリアフリー化を促進し、地域包括ケアシステムで居住の充実を図ること。
  - 5 移転に当たっては、居住者への十分な説明と納得・同意を前提とし、「借地借家法」の趣旨に基づき対応すること。
  - 6 移転先については、移転者の要望に最大限応えるとともに、選定に当たっては情報を公開し厳正かつ公正に行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様  
国土交通大臣様